平成２８年（フ）第２６９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼915番地１
債務者　太田　博行（旧姓松永）
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
千葉県匝瑳市内山1053番地５
債務者　森　　淑子
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
岐阜県瑞浪市土岐町6615番地の１　エレガンテ・フォレスタ　403号
債務者　丹治　哲也
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１３４号
静岡県伊豆市吉奈70番地の３
債務者　城所　達也
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
静岡県三島市徳倉３丁目１番53号　ル・グランガーデン三島、前住所静岡県駿東郡清水町長沢183番地の３
債務者　小松三津雄
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
静岡県沼津市東椎路1660番地の１　市営中尾団地Ｊ４―301
債務者　森本　一昭
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
北九州市八幡東区豊町22番47号
債務者　道谷千賀子
１　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５５号
北九州市八幡西区金剛１丁目22番20号
債務者　渡辺　尚行
１　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２２号
盛岡市住吉町12番22―102号
債務者　柳沢　　誠
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２８号
盛岡市厨川２丁目27番10―101号
債務者　本間　正幸
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５号
山形県鶴岡市羽黒町上野新田字東山５番地267
債務者　百瀬　恵利
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３５号
新潟県糸魚川市横町５丁目15番13号
債務者　松田　　舞
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４３２号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地48棟103号
債務者　岡田　義男
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地48棟103号
債務者　カラオケ喫茶ふぁんとむこと　岡田冨士子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
千葉県山武市井之内665番地８
債務者　中村　隆二
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
福岡県嘉麻市下山田458番地３　山田山下団地242号
債務者　松村　笑美（旧姓徳重）
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４０号
福岡県飯塚市立岩1088番地１　グリーンビュー立岩Ｉ602
債務者　高橋　智子
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部